

## 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領

平成 18 年 1 月 1 日

改正 平成 20 年 6 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、建設工事等に係る一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を行わせることにより、一般競争入札の円滑な執行を図り、もって契約の適正な履行に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において「建設工事等」とは、本市が所掌する工事又は製造の請負等をいう。

### (条件付一般競争入札により締結する契約)

第 3 条 条件付一般競争入札により締結する契約については、建設工事等のうち、設計金額が 1 億 5,000 万円以上の建設工事等をその対象とする。ただし、市長が当該建設工事等について特に条件付一般競争入札により難いと認める場合は、これ以外の方法によりその契約を締結することができる。

### (参加に係る資格要件)

第 4 条 条件付一般競争入札に参加しようとする建設業者等は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可（建設コンサルタント等にあつては、それぞれの業務に関し法令の定めるところによる登録）を受けており、及び同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査（建設コンサルタント業務等にあつては、市長が別に定める審査）を受けており、かつ、その審査の基準日の前日までに営業年数が 2 年以上あること。
- (2) 津市競争入札参加資格者名簿に引き続き 2 年以上登載されていること。
- (3) 当該条件付一般競争入札に係る工事等に関し現場代理人、監理技術者等を有していること。
- (4) その他令第 167 条の 5 第 1 項に規定する一般競争入札に参加する者に

必要な資格に係る要件に適合していること。

2 次の各号のいずれかに該当する建設業者等は、条件付一般競争入札に参加することができない。

(1) 建設工事等に係る一般競争入札への参加の停止等又は指名競争入札の指名の停止等に係る期間を経過していない者

(2) 建設工事等に関し次に掲げる者のいずれかに該当するため、請負人等として不適当であると認められる者

ア 建設工事等に基づくその工事等の関係者による措置請求に請求人等又はその関係者が従わないことなど当該建設工事等の履行に当たり不誠実な者

イ 下請負代金の支払の遅延等により請負人等の下請負契約関係等が明らかに不適切であると認められる者

(3) 行政機関等から集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属する者が実質的に建設業者等の経営を支配しているため、その建設工事等からの排除の要請があり、請負人等として不適当であると認められる者

(4) 手形交換所からの取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、又はこれらに準ずる経営状態の著しく不健全である者

(5) 建設工事等に関し工事成績評点が基準点未満の者及びこれに準ずる者

(6) その他委員会（津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱（平成18年津市訓第3号）第1条に規定する津市建設工事等入札参加資格審査委員会をいう。以下同じ。）において不適当であると認められた者

（公告）

第5条 令第167条の6第1項の規定による公告は、津市公報への登載によりこれを行う。ただし、天災その他やむを得ない事由により当該登載ができないときは、これに代えて津市役所前の掲示場における掲示によりこれを行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、市長が必要があると認めるときは、同項に規定する公告に関し、総務部調達契約課等の掲示板に掲示し、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うことができる。

（応募）

第6条 条件付一般競争入札に参加しようとする建設業者等は、その応募に係る締切りの日までに入札参加に係る申込書を市長に提出しなければならない。

(結果通知等)

第7条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その建設業者等について速やかに委員会による審査等を経て、条件付一般競争入札への参加に係る資格者としての適否を決定し、その結果について当該提出に係る者に通知するものとする。

(資格審査の結果に係る通知書の提示等)

第8条 条件付一般競争入札への参加に係る建設業者等は、その入札をする場合においては、既に市長において送付した資格審査の結果に係る通知書（その写しを含む。）を市長に提示しなければならない。この場合において、その代理人をしてその入札に関する行為をさせるときは、当該代理人に当該建設業者等による委任状の提出をさせなければならない。

(工事費等に係る積算内訳書の提出)

第9条 条件付一般競争入札への参加に係る建設業者等は、当該条件付一般競争入札をするに当たっては、その入札時に第1回目の入札金額の根拠となった工事費等に係る積算内訳書を市長に提出しなければならない。

(設計書及び設計図書の閲覧等)

第10条 建設工事等に係る設計書及び設計図書については、令第167条の6第1項の規定による公告をした日から別に定める締切りの日までの間、総務部調達契約課等において閲覧に供するほか、市長が別に指定する方法により、条件付一般競争入札への参加に係る建設業者等に有償で頒布することができる。

(入札への参加の辞退)

第11条 条件付一般競争入札への参加に係る建設業者等によるその入札への参加の辞退は、これを妨げない。

(入札への参加数)

第12条 条件付一般競争入札を執行する場合におけるその参加に係る建設業者等の数は、共同企業体を含む入札を除き、原則として8者以上とする。ただし、この数に満たない場合において市長が特に認めるときは、これを別に定める指名競争入札の方法に変更して契約を締結することができる。

(入札回数)

第13条 条件付一般競争入札は、原則として3回（予定価格を入札の実施前に公表する場合にあっては、1回）を限度として実施する。

(入札の取りやめ等)

第14条 市長は、条件付一般競争入札への参加に係る建設業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等により公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、抽選による当該建設業者等の変更等を行い、又は当該条件付一般競争入札を延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効の入札)

第15条 条件付一般競争入札に関し次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 条件付一般競争入札に参加する建設業者等に必要な資格のない者のした入札
- (2) 建設業者等による委任状を提出することなく、その代理人がした入札
- (3) 次に掲げる事項の記載のない入札
  - ア 入札金額
  - イ 工事名
  - ウ 入札の参加に係る資格者の氏名及び押印
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 誤字又は脱字により意思表示が不明りょうである入札
- (6) 第1回目の入札金額の根拠となった工事費等に係る積算内訳書の提出のない建設業者等が行った入札
- (7) 第1回目の入札金額の根拠となった工事費等に係る積算内訳書に記載された金額と入札書に記載された金額が異なる入札
- (8) その他条件付一般競争入札に関する条件に違反した入札

(公表)

第16条 市長は、条件付一般競争入札が終了したときは、速やかにその結果等について公表するものとする。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の際現に合併前の津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町又は美杉村の競争入札参加資格者名簿（以下

「合併前の資格者名簿」という。)に登載されている建設業者等に係る第4条第1項第2号の規定の適用については、当該建設業者等が合併前の資格者名簿に登載されていた期間を同号の津市競争入札参加資格者名簿に登載されている期間に通算する。

- 3 この要領の施行前に合併前の津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成6年4月1日施行）若しくは久居市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成7年6月1日施行）又は解散前の久居地区広域消防組合建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成10年久居地区広域消防組合訓令第9号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年6月1日）

この要領は、平成20年6月1日から施行する。